

○貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に

係るエネルギーの使用量の算定の方法

(平成十八年三月二十九日)

(経済産業省告示第六十六号)

改正 平成二十二年 三月三十一日経済産業省告示第 六十七号

同 二五年一二月二七日同 第二六九号

同 二八年 三月二八日同 第 六四号

エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第六十三条第一項の規定により報告する貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法を定めるので、告示する。

貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法

1 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量(以下「エネルギー使用量」という。)は、次に掲げる方法により算定した量を合算した量とする。

(1) 貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、エネルギーの使用量を算定し、当該貨物ごとに算定したエネルギー使用量を合算する方法(以下「燃料法」という。)

(2) 貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物を輸送させる距離(以下「輸送距離」という。)を当該貨物を輸送した貨物自動車等の燃費で除して得られるエネルギー使用量を算定し、当該貨物ごとに算定したエネルギー使用量を合算する方法

(以下「燃費法」という。)

(3) 貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物の重量に当該貨物の輸送距離を乗じて得られる量(以下「貨物輸送量」という。)とエネルギーの使用量との関係を示す数式として適切と認められるものを用いてエネルギー使用量を算定し、当該貨物ごとに算定したエネルギー使用量を合算する方法(以下「トンキロ法」という。)

2 1(1)から(3)において、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに算定したエネルギーの使用量を合算する際に行う、エネルギーの種類ごとの固有単位のエネルギー使用量の発熱量への換算は、別表第1の左欄に掲げるエネルギーごとに、同欄に掲げる数量をそれぞれ同表の右欄に掲げる発熱量として換算することとする。ただし、別表第1の左欄に掲げるエネルギー以外のエネルギーにあつては、実測その他適切と認められる方法により得られる当該エネルギーの一固有単位当たりの発熱量を用いて換算することとする。

3 燃費法において、貨物自動車等の燃費は、次に掲げるものとする。

(1) 別表第2に掲げる輸送の区分ごとの数値

(2) 貨物自動車等の燃費を実測その他適切と認められる方法により求めることができる場合は、当該実測等に基づく貨物自動車等の燃費

4 トンキロ法において、貨物輸送量とエネルギーの使用量との関

係を示す数式として適切と認められるものは、貨物輸送量に次に掲げる貨物輸送量当たりの燃料使用量を乗じるものをいう。

(1) 貨物自動車で貨物を輸送する場合であつて、かつ、貨物輸送事業者に輸送させる貨物の重量を貨物自動車の最大積載量で除して得た率（以下「積載率」という。）を把握している場合には、次に掲げる数式に基づいて算出される貨物輸送量当たりの燃料使用量

① 揮発油を燃料とする貨物自動車にあつては、次の式

$$Inx \parallel 2.671 - 0.927In(y / 100) - 0.648Inz$$

② 軽油を燃料とする貨物自動車にあつては、次の式

$$Inx \parallel 2.711 - 0.812In(y / 100) - 0.654Inz$$

これらの式において、 x 、 y 及び z は、それぞれ次の数値を表すものとする。

x ：貨物輸送量当たりの燃料使用量（単位 トンキロ）

y ：積載率（単位 %）

z ：貨物自動車の最大積載量（単位 kg）

(2) 貨物自動車で貨物輸送する場合であつて、かつ、積載率を把握していない場合には、別表第3に掲げる輸送の区分ごとの貨物輸送量当たりの燃料使用量

(3) 鉄道、船舶又は航空機で貨物を輸送する場合には、別表第4に掲げる輸送の区分ごとの貨物輸送量当たりの燃料の発熱量

(4) 貨物輸送量当たりの燃料使用量を実測その他適切と認められる方法により求めることができる場合は、当該実測等に基づ

（貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法）

く貨物輸送量当たりの燃料使用量

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

改正文 （平成21年3月31日経済産業省告示第67号） 抄

平成22年4月1日から適用する。

附 則 （平成25年12月27日経済産業省告示第269号） 抄

この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成26年4月1日）から施行する。

附 則 （平成28年3月28日経済産業省告示第64号）

（施行期日）

第1条 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この告示による改正後の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法を定めた件は、平成28年度以降のエネルギーの年度の使用量の算定について適用し、平成27年度のエネルギーの年度の使用量の算定については、なお従前の例による。

別表第1

| | | |
|---------|-----|--------|
| 揮発油 | 1kL | 34.6GJ |
| ジェット燃料油 | 1kL | 36.7GJ |

| | | | |
|--|--|--|--------|
| 軽油 1L | | | 37.7GJ |
| 重油 | | | |
| イ A重油 1kL | | | 39.1GJ |
| ロ B・C重油 1kL | | | 41.9GJ |
| 液化石油ガス (LPG) 1トン | | | 50.8GJ |
| 電気 | | | |
| イ 昼間の電気 千kWh | | | 9.97GJ |
| ロ 夜間の電気 千kWh | | | 9.28GJ |
| ハ 一般送配電事業者（電気事業法（昭和三十一年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気以外の電気 千kWh | | | 9.76GJ |

備考 この表において「昼間」とは、午前八時から午後十時までの間、「夜間」とは、午後十時から翌日の午前八時までをいう。

別表第2

| | | | |
|-------|--------|-------|-------------|
| 事業用貨物 | 輸送の区分 | | 燃費 (km / l) |
| | 使用する燃料 | 最大積載量 | |
| 揮発油 | 軽自動車 | | 9.33 |

| | | | |
|------|-----|----------------------|------|
| 自動車 | 軽油 | 2,000kg未満 | 6.57 |
| | | 2,000kg以上 | 4.96 |
| | | 1,000kg未満 | 9.32 |
| | | 1,000kg以上2,000kg未満 | 6.19 |
| | | 0kg未満 | |
| | | 2,000kg以上4,000kg未満 | 4.58 |
| | | 0kg未満 | |
| | | 4,000kg以上6,000kg未満 | 3.79 |
| | | 0kg未満 | |
| | | 6,000kg以上8,000kg未満 | 3.38 |
| | | 0kg未満 | |
| | | 8,000kg以上10,000kg未満 | 3.09 |
| | | 0kg未満 | |
| | | 10,000kg以上12,000kg未満 | 2.89 |
| | | 2,000kg未満 | |
| | | 12,000kg以上17,000kg未満 | 2.62 |
| | | 7,000kg未満 | |
| 家用貨物 | 揮発油 | 軽自動車 | 10.3 |
| 自動車 | | 2,000kg未満 | 7.15 |
| | | 2,000kg以上 | 5.25 |
| | 軽油 | 1,000kg未満 | 11.9 |
| | | 1,000kg以上2,000kg未満 | 7.34 |

